

情報提供

那医発第 416 号
令和 7 年 10 月 29 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「医療機関における面会について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 992 号
令和 7 年 10 月 27 日

地区医師会感染症担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 仲村 尚司
(公印省略)

医療機関における面会について

今般、日本医師会より標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

さて、これまで医療機関における面会については、「新型コロナウイルス感染症の対応に関する医療機関向けの啓発資料について（令和 5 年 10 月 30 日付日医発第 1383 号でご案内）」において、その考え方が示されております。

本件は今般、より新しい知見に基づいた「5 学会（日本感染症学会・日本呼吸器学会・日本化学療法学会・日本臨床微生物学会・日本環境感染学会）による新型コロナウイルス感染症診療の指針」が作成され、面会の考え方について新たに示された旨、周知するものです。

今回作成された同指針の 135-136 ページの面会の考え方において、面会者が感染症を示唆する症状を呈しておらず、かつ 10 日以内に COVID-19 罹患歴がない場合は、マスク着用・手指衛生をお願いしたうえで一般的に面会は可能と考えられることが記載されております。

また、医療機関等は、患者及び家族等からの面会相談の場合には、面会の可否、注意点、制限の状況等の丁寧な説明をすることに加え、対面面会が適当でないと判断される場合には、その理由を十分に説明し、オンライン面会等の代替案を提示することが望ましいこと等が新たに記載されておりますので、ご参考にしていただけますと幸いです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

■ 医療機関における面会について

(令和 7 年 10 月 21 日 日医発第 1205 号 (健Ⅱ) (地域))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：高良
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp